

静岡県立大学大学院社会人学生選考規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 69 号

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第 19 条の規定に基づき、静岡県立大学大学院社会人学生の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考方法)

第 2 条 社会人で社会人学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）があるときは、各研究科委員会又は学府委員会の選考を経て、学長が入学を許可する。

2 前項の選考は、特別の選考により行うことができる。

(出願資格)

第 3 条 社会人学生として入学を志願することができる者は、修士課程及び博士前期課程については学則第 38 条、博士後期課程及び薬食生命科学総合学府薬学専攻の博士課程については学則第 50 条に規定する入学資格を有する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 社会人として実務経験を 3 年以上有する者

(2) 前号のほか、官公庁、企業、教育機関等に勤務する者で、当該勤務先の承認を得ている者

(3) その他学長が特に認める者

(出願手続き)

第 4 条 入学志願者は、入学願書その他必要な書類に入学検定料を添え、所定の期間内に学長に願い出なければならない。

(定員)

第 5 条 第 2 条の規定により入学を許可された社会人学生については、定員外とすることができる。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、社会人学生の選考に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。